

司法書士等による本人特定事項等の確認が必要な業務からの 帰国等保証金の納付の除外（犯収法施行令の一部改正）

本改正案の内容

刑事訴訟法の改正による出国制限制度の創設に伴い、司法書士等が本人特定事項等の確認をしなければならない業務から、**帰国等保証金の納付の代理行為**を除外するもの

出国制限制度：拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等は、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならず、裁判所が本邦からの出国を許可する場合には、原則として、帰国等保証金額を設定

現行規定の内容

- 犯収令8条1項は、司法書士等が本人特定事項等の確認をしなければならない業務のうち、マネロンリスクが低いことから、当該確認が不要とされるものを規定
- 刑事手続に係る保証金や監督保証金の納付に係る代理の業務は、マネロンリスクが低いため、本人特定事項等の確認義務の対象外

犯収令8条1項各号に規定する行為又は手続（＝マネロンリスクが低い）

	犯収令8条1項各号に規定する行為又は手続（＝マネロンリスクが低い）
1号	租税の納付
2号	罰金、科料、追徴に係る金銭又は刑事手続に係る保証金若しくは監督保証金の納付
3号・4号	(略)

帰国等保証金を追加

- 制度の性質：裁判所からの命令に基づき、行為者が金銭を納付する
- 運用：裁判所に直接金銭等を納付

今後の予定

施行期日：刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）の公布の日（令和5年5月17日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日